

議案第144号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中「392円」を「377円」に、「260円」を「325円」に、「125円」を「162円」に、「327円」を「487円」に、「175円」を「195円」に、「210円」を「260円」に、「445円」を「552円」に、「105円」を「130円」に、「680円」を「844円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園の占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。